

幼保連携型認定こども園 葵音つばさこども園 重要事項説明書
【令和7年4月1日～】

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 博光福祉会
法 人 設 立 年 月 日	昭和 61 年 4 月 16 日
所 在 地	河内長野市小山田町 448-2
電 話 番 号	0721-52-3888
代 表 者 氏 名	理事長 桐山 博
法人が設置する保育施設	大阪府：宮前つばさ幼稚園、音色つばさ保育園、彩つばさこども園、子音つばさこども園、花梨つばさ保育園、宙音つばさ保育園、天音つばさ保育園 兵庫県：花音つばさこども園、心音つばさ保育園、鈴ノ音つばさ保育園 京都府：琴音つばさ保育園、華月つばさ保育園、桜の杜つばさ保育園、詩音つばさ保育園

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	葵音つばさこども園		
施 設 の 所 在 地	富田林市廿山 510-4		
連 絡 先	0721-40-0283		
園 長	竹原 智子		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童		
利 用 定 員	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども
	75 人	60 人	45 人
開 設 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日		

3 施設の目的

葵音つばさこども園（以下「当園」という）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、0歳～就学前の子どもに教育並びに保育を必要とする子どもの保育を行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を整えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

4 施設の運営方針

- (1) 施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒に係る権限の濫用等は行わず、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供します。

- (2) 富田林市、他の特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (3) 施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。
- (4) 富田林市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準に基づき、施設の運営を行います。
- (5) 教育・保育の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提供する教育・保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。
- (6) 当法人は
 - 1、すべての人に快適で活力のある「やさしい家」を提供する。
 - 1、利用者に「ふれあいのある生活」を提供する。
 - 1、利用者に「笑顔のある生活」を提供する。
 - 1、「夢のある地域づくり」に貢献する。
 - 1、ナンバーワンの施設づくりを目指す。この5つを社会福祉法人博光福祉会の5つのメッセージとし、法人の理念とする。

5 施設・設備等の概要

敷地	敷地全体	2,579.16 m ²
	園庭 (ピロティ、屋上園庭含む)	1,116.58 m ²
園舎	構造	鉄骨造（地上3階建て）
	延べ面積	1,997.31 m ²
	築年月	令和2年3月

設 備	部屋数	床面積（m ² ）	主な使用児
乳 児 室	1	48.31	0歳児
ほ ふ く 室	1	66.76	1歳児
保 育 室	1	55.17	2歳児
	2	103.83	3歳児
	2	104.80	4歳児
	2	103.83	5歳児
遊 戯 室	1	190.00	全園児
多 目 的 室	1	21.60	
相 談 室・会 議 室	1	27.00	
調 理 室	1	29.05	
一 時 預 か り 室	1	16.35	一時預かり児
職 員 室	1	62.07	

6 職員の配置状況

職種	職務内容	常勤	非常勤	資格
園 長	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1 名		幼稚園免許 保育士資格
副 園 長	園長を補佐し、円滑な管理運営を行う。	1 名		幼稚園免許 保育士資格
主幹保育教諭	主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育教諭を統括する。	2 名		幼稚園免許 保育士資格
保 育 教 諭	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。 保育教諭 1 人あたりの子どもの人数(上限) 0 歳児／3 人、1 歳児／5 人、2 歳児／6 人 3 歳児／15 人、4 歳児・5 歳児／30 人	17 名	15 名	幼稚園免許 保育士資格
看 護 師	園児の健康観察及び保健衛生指導を行う。		3 名	
事 務 員	園内の事務、庶務及びその他の業務を行う。	1 名		
管理栄養士	栄養計算した献立を作成し、調理の指導とともに、給食及びおやつを管理する。	1 名		管理栄養士 栄養士
園 務 員	施設の清掃及び営繕を行い子どもが安全に過ごせる環境整備を行う。	1 名		
調 理 員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	※ 当園は、一富士フードサービス株式会社に委託しています。		
園 医	園医・・・施設を利用する小学校就学前こどもの内科検診の業務を行う。 園歯科医・・・施設を利用する小学校就学前こどもの歯科健康診断の業務を行う。		2 名	医師免許 歯科医師免許
園 薬 剤 師	学校環境衛生に係る検査等を行う。		1 名	薬剤師

当園では「大阪児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 47 条（以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記職種の職員を配置すると共に、上記必要最低基準の人員数以上の職員を配置しています。

＜各種類の勤務体系＞

職 種	勤 務 体 系
園長	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
副園長	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
保育教諭	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
事務員	正規の勤務時間帯（７：００～１９：００）
看護師	勤務時間帯（８：００～１７：００）
栄養士	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯（実働８時間）は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる時間帯となることがあります。

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（小児科）

医療機関の名称	ふじたこどもクリニック
小児科医師名	藤田 真輔
所 在 地	大阪府大阪狭山市大野台１－２３－１３
電 話 番 号	０７２－３４９－９２７２

（歯科）

医療機関の名称	※二年に一度、富田林市より指定歯科の連絡があります。
歯 科 医 師 名	塔本 和夫
所 在 地	大阪府富田林市錦織中２丁目２－５
電 話 番 号	０７２１－２５－８７２１

７ 教育・保育の提供日・休園日

１号認定こども (祝日等により、日にちは前後します)	２号認定子ども・３号認定子ども
学期（基本的な保育提供日） ・ １学期 ４月 ８日～ ７月 ２０日 ・ ２学期 ９月 １日～ １２月 ２４日 ・ ３学期 １月 ８日～ ３月 ２４日	学期（基本的な保育提供日） ・ 月曜日から土曜日
休園日 ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 夏休み ７月 ２１日～ ８月 ３１日 ・ 冬休み １２月 ２５日～ １月 ７日 ・ 春休み ３月 ２５日～ ４月 ７日	休園日 ・ 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 年末年始（１２月 ２９日から １月 ３日） ※お盆（８月 １３日～ １５日）・正月（１月 ４日）・次年度準備日（３月 ３１日）は、保育協力日（家庭保育をお願いする日）

※暦により、日付は変動します。

8 教育・保育の提供時間

(1) 教育標準時間（1号児）

基本時間：9時00分～14時30分

1号児一時預かり時間：7時30分～8時30分

14時30分～18時30分

(2) 保育標準時間認定児（2号・3号児）

基本時間：7時00分～18時00分

延長時間：18時00分～19時00分

(3) 保育短時間認定児（2号・3号児）

基本時間：9時00分～17時00分

延長時間：7時00分～9時00分・17時00分～19時00分

9 教育・保育の内容

当園は、教育・保育の提供に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき提供します。

(1) 教育・保育の提供

上記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 教育・保育の理念

子どもの最善の利益を優先すると共に、健やかな子どもの育成に努めることを基本理念とし、「すべての乳幼児に今の時期だからこそこの教育と福祉のあたたかさを」を合言葉に、子どもにとって…保護者にとって…地域にとって…「夢ある」「笑顔のあふれる」「ふれあいのあふれる」そんなことが当たり前の**【やさしい家であること】**それが『葵音つばさこども園』の願いです。

(3) 教育・保育目標

日々保育の中で、我々人間の生活の根本をなす『衣・食・住』を十分に整備し、大切にすることを含めた保育目標を以下の通りとする。

「あたたかな心」

様々な人（物）と関係性をもち、触れ合う中での実体験（あたたかさ）から生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心を育む。

「かんがえる頭」

状況を分析し、自身で考え、時には友達と協力し物事をやりきり「成功体験」「感動体験」を味わうことで育む。

「たくましい体」

十分に体を動かし、体を動かすことの心地よさを味わうことはもちろん、毎日の生活習慣やしつけ『食育』を大切にしたいあたたかい食事など、様々な『基本』を大切にすることから育む。

(4) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時10分頃	11時30分頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	15時頃（一時預かり利用児・2号児のみ）
4歳児		12時00分頃	15時頃（一時預かり利用児・2号児のみ）
5歳児		12時00分頃	15時頃（一時預かり利用児・2号児のみ）

※献立表は毎月別途配布します。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材がある場合は除去食にて対応しています。

（医師の指示書が必要）

※対応できない場合は保護者との協議の上、弁当持参等の対応をお願いする事があります。

(5) 特別支援の必要な子どもの教育・保育

集団での教育・保育を提供します。また、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成します。

(6) 子育て支援事業

1. 一時預かり保育、延長保育
2. 育児相談事業
3. 未就園児親子交流事業

（園庭開放、親子教室、赤ちゃん教室、マタニティ教室、子育てカフェ）

10 利用定員

(1) 1号認定子どもの利用定員

3歳児 25名 4歳児 25名 5歳児 25名

(2) 2号認定子どもの利用定員

3歳児 20名 4歳児 20名 5歳児 20名

(3) 3号認定子どもの利用定員

0歳児 9名 1歳児 18名 2歳児 18名

11 利用者負担金

(1) 教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村が定める利用負担額をお支払いいただきます。

※幼児教育の無償化に伴い、1,2号児は保育料が無料となります。

(2) 一時預かりに係る利用者負担（1号児）

【通常保育】

回数利用	7：30～8：30	保育中	14：30～17：30	17：30～18：30
	300円	設定なし	1回650円 ※おやつ代含む	30分 700円

【午前保育】

回数利用	7：30～8：30	保育中	11：30～17：30	17：30～18：30
	300円	設定なし	1,300円 ※給食代・おやつ代含む	30分 700円

【長期休暇（春・夏・冬休み）】

回数利用	7：30～9：00	9：00～14：00
	300円	1,100円 ※給食代含む

回数利用	7：30～9：00	9：00～17：00	17：00～18：30
	300円	1,750円 ※給食代・おやつ代含む	30分 700円

※1号児の一時預かりは、月曜日から金曜日の保育終了後から17時30分までです。

（長期休み中は、月曜日から金曜日の9時～17時00分までです。）

※午前保育後・長期休み中の利用料金は、給食代・おやつ代込の金額となっております。

また、長期休み中の一時預かり利用は、別途申込書が必要となります。

（3）延長保育に係る利用者負担（2・3号児認定児）

（保育標準時間の場合）

延長時間	徴収単位		金額
18時～19時	18時00分～ 保育許可時間内で承認あり	1回	100円
	18時30分～ 保育許可時間内で承認あり	1回	100円
	18時30分～ 保育許可時間外で承認なし	1回	700円

（保育短時間認定の場合）

延長時間	徴収単位		金額
7時～9時	午前・午後ともに利用されましたらそれぞれに金額がかかります。	1時間	100円
17時～18時			700円
18時～19時			

※19時以降の延長保育は行っておりません。

(4) その他利用者負担額

< 1・2号>3～5歳児

1号給食費(主食費+副食費)	自園調理による完全給食	7,200円	毎月徴収
2号給食費(主食費+副食費)	自園調理による完全給食	6,200円	
教育充実費	行事費・教材費・課内授業費 空調衛生管理費等	5,000円	
バス代	ご利用の方のみ	3,500円	
	送り迎えどちらかのみをご利用の方	2,500円	
卒園準備金(アルバム代含む)	5歳児クラスのみ	3,000円	学期ごとに徴収
制服、体操服代(夏、冬)		約58,000円	入園・進級時
用品代(学年により異なる)	入園時、個人持ち教材にかかるもの	約18,000～23,000円	
バス申込金	ご利用の方のみ	5,000円	初回のみ
その他	行事Tシャツ、お泊まり保育等		随時

※1号認定は【教育標準時間(4時間程度)】を園で過ごす子どもとなっています。

よって、1号認定児の無償化となる保育料(公定価格)には、給食に係る費用は含まれていませんので、給食調理コストを含む金額が給食費となります。

※2号認定児は無償化となる保育料(公定価格)の中に調理コストが含まれていますので、副食費と主食費部分の金額が給食費となります。

※給食費については副食費相当分が免除される世帯があります。

< 3号>0～2歳児

布団代(利用者のみ)	持ち帰り等のご家庭の負担や衛生面を 考慮しレンタルを利用いただきます。	(市内) 740円 (市外) 1,290円	毎月徴収
絵本代	各歳児に応じて金額が異なります。 (家庭に持ち帰ります。)	約 600円	
空調衛生管理費	空調等の管理費	300円	
用品代(学年により異なる)	入園時、個人持ち教材にかかるもの	約3,700～4,600円	入園・進級時
その他	行事費等		随時

<1・2・3号>

セキュリティカード(1枚)	園内に入るための扉を解錠するために使 用します。(1家庭 1枚)	1,700 円	入園時
カードホルダー (1個)	セキュリティカードを首からかけられる ホルダーです。	150 円	入園時
写真	希望者のみ	実費	随時
行事代	行事Tシャツ(約1,000円)やお 泊まり保育代など	実費	随時
日本スポーツ振興掛け金	毎年変動します。	約200円	年額

※表の合計金額を毎月三菱UFJ銀行の保護者の銀行口座から、園の銀行口座へ自動引き落としにより納入していただきます。また自動引き落としの際に、事務手数料をご負担いただきます。

※表の費用は、年間にかかる費用を12ヵ月割しておりますので、夏休みの8月も引き落としをさせていただきます。(バス代・給食費・教育充実費の費用もかかります。)

※1ヵ月以上お休みをされても返金はできません。ご了承ください。

※セキュリティカードにつきましては、1家庭につき1枚購入していただくことになります。

園児の情報を入力していますので、他の方からの譲り受けは出来ません。

※カードホルダーは園指定のみ許可しています。

<入園後にかかる費用>

行事等に伴い、料金が発生する場合があります。(5歳児お泊まり保育・卒園アルバム代等)その都度、事前にお知らせいたします。

12 利用にあたっての留意事項

(1) 入園(選考方法)

- ・1号認定の子ども

建学の精神等設置者の理念等により面接を行い、当園の入園基準に照らし合わせ厳選に判断し選考します。

尚、入園選考に関しまして、一切の情報を開示する事はいたしません。

(2) 退園

- ・契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の15日前までに退園届を提出してください。

- ・園長は、次のいずれかに該当する場合には退園させることができます。

① 2号認定及び3号認定の子どもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき。

② その他、保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。

③ その他、保育に掛かる料金の滞納(3ヵ月)等、園長がやむを得ない理由として在園が

適当でないと判断したとき。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1ヵ月前までに退園届を提出してください。

(4) 卒園

子どもが小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

1.3 防災対策

- (1) 法令の規定に従い、火災・地震等の避難訓練を毎月1回以上実施し自覚を高める。
- (2) 防火管理者を配置する。
- (3) 消火器・自動火災報知機等の設備を備え、定期的に点検を行う。
- (4) 消防署の指導による、教職員の消火訓練を実施する。
- (5) 指定避難所：藤沢台小学校 指定緊急避難場所：藤沢台公園
(ただし、基本的には耐震構造である園内でお迎えを待つ。)

1.4 防犯・安全対策

- (1) 門の施錠確認等、安全確認に努める。
- (2) 重要書類・貴重品等は、施錠出来るロッカーで保管する。

1.5 保険に関する事項

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

種 類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター あいおいニッセイ同和損害保険
内 容	園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度 社会福祉施設賠償責任補償
保 障 額	死亡 1,500 万円～3,000 万円・障害 88 万円～4,000 万円

1.6 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相 談 窓 口	
解 決 責 任 者	園 長 竹原 智子
受 付 担 当 者	副 園 長 飯田 瑞穂 主幹教諭 浦田 路子・海保 香織
相 談 時 間	当園の開園日・開園時間内
電 話 番 号	0721-40-0283

第三者委員		
氏 名	原 ウメ	黒木 潤
電 話 番 号	06-6928-2828	072-242-4310
役 職 ・ 肩 書 等	社会福祉法人 大阪婦人ホーム 子ロバ保育園 園長	社会保険労務士法人 Winz 社労士

1 7 個人情報の取扱い

当園は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとしします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

- （１）小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。
- （２）他の教育・保育施設等へ転園する場合、その他兄弟が別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- （３）緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

1 8 虐待の防止

当園では、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。

1 9 その他の留意事項

- （１）送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が送迎する場合は事前に保護者から連絡をお願いします。（未成年の送迎は不可）
- （２）許可のない自動車での送迎は、原則禁止です。
※絶対に路上駐車や近隣店舗等への無断駐車はしないでください。
- （３）教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が設定します。
- （４）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に当園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報の掲載は禁止します。

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 3 年 3 月 改訂

令和 5 年 4 月 改訂

令和 6 年 4 月 改訂

令和 7 年 4 月 改訂